

佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会
令和8年度 第1回会議 次 第

令和8年7月8日（水）

午後6時30分～午後7時30分（予定）

佐野市立城東中学校 南校舎1階 会議室

1 開 会

2 出席者紹介（自己紹介）

3 開校準備委員会について（概要説明）

資料1 資料2 資料3 資料4

4 委員長及び副委員長の選任について

5 議題

（1）令和7年度の開校準備委員会、各部会の進捗状況

資料5

（2）令和8年度以降の協議方針について

資料6

6 その他

7 閉 会

≪ 配布資料 ≫

資料1 城東中学校区小中一貫校の整備について

資料2 佐野市立城東中学校区小中一貫校 開校準備委員会設置要綱

資料3 佐野市立城東中学校区小中一貫校 開校準備委員会 内規

資料4 佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会 専門部会
設置方針

資料5 佐野市立城東中学校区小中一貫校 新校名協議経過

資料6 佐野市立城東中学校区小中一貫校 全体スケジュール（案）

令和8年度
佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会 名簿

No	氏 名	役 職	関係校	備 考
1		金吹町町会長	佐野小	
2		大和町町会長	天明小	
3		朝日町町会長	城北小	
4		PTA会長	佐野小	
5		PTA会長	天明小	
6		PTA会長	城北小	
7		PTA会長	城東中	
8	竹 前 大 輔	校長	佐野小	
9	関 谷 喜 彦	校長	天明小	
10	小 松 原 茂 雄	校長	城北小	
11	岡 本 桂 馬	校長	城東中	
12	川 田 泰	教育総務課長	市教委	
13	安 部 直 美	学校管理課長	市教委	
14	舘 野 道 明	学校教育課長	市教委	
15	岸 裕 子	教育センター所長	市教委	
16	亀 山 佳 弘	生涯学習課長	市教委	

（敬称略、順不同）

事務局：佐野市教育委員会 教育部 学校適正配置課

城東中学校区小中一貫校の整備について

佐野市 教育部 学校適正配置課

I 概要

- 1 建設予定地… 佐野市金屋下町10番地（現・佐野小学校 敷地）
学校敷地面積 17,662㎡
※必要となる校舎、屋内運動場などを整備（新築）
- 2 学校種 … 学校教育法に基づく「義務教育学校」（施設一体型）
- 3 新しい学校名、校章、校歌
… 開校準備委員会（総務部会）で選定方法等も含め検討・決定する
- 4 対象となる市立学校及び通学区域

対象校	通学区域
佐野小	久保町(両毛線以南)、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町(両毛線以南)、浅沼町
天明小（一部）	伊賀町、本町、大蔵町、朝日町(両毛線以南)、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町(1953～2007 番地)
城北小（一部）	久保町(両毛線以北)、朝日町(両毛線以北)
城東中	対象となる上記の市立小学校の通学区域

5 児童生徒数（開校時の予測値）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合計
人数	36	47	42	58	51	64	70	105	96	569
学級数	2	2	2	2	2	2	2	3	3	20

（令和8年5月1日現在）

※学級数は35名／1学級で計算している。

※上記の学級数には、特別支援学級数を含まない。

6 今後のスケジュール（案）

現時点の案であり、社会経済情勢の変化等により変更が生じる場合がある。

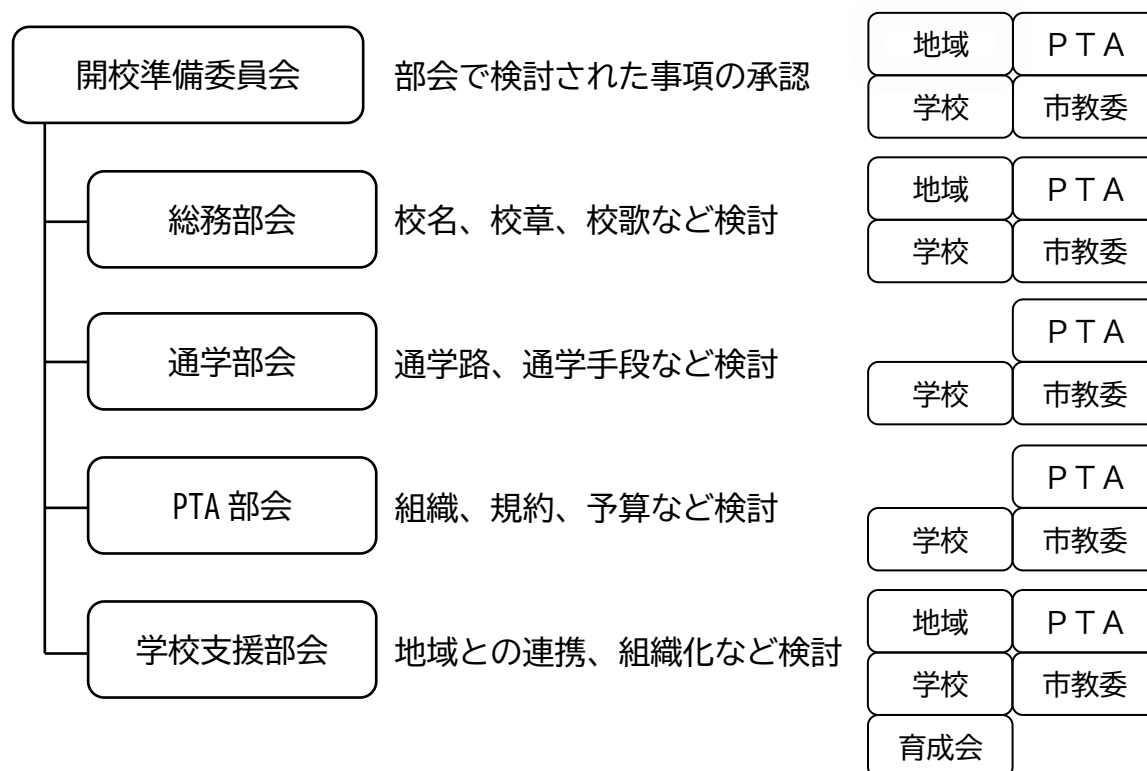
年度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
ハード面	事業者選定など →			設計・建設等 →			開校
ソフト面	開校準備委員会の設置 →		協議・検討 →				

II 協議体制

1 学校運営（ソフト面）

- ・開校準備委員会を組織して協議、決定する。
- ・開校準備委員会の下に部会を設置し、細部を検討する。

（内容）校名、校歌、通学関係、PTA組織、地域支援体制など



2 学校運営、教育内容に関わることなどについては、教職員等の組織で検討。

（内容）教育理念・目標、日課表、特色ある教育活動、学校行事、制服など

令和7年4月25日

佐野市教育委員会告示第11号

佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 城東中学校区における学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する義務教育学校（以下「小中一貫校」という。）の設置（以下「開校」という。）を推進するため、佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小中一貫校の名称、校旗、校章、校歌、開校に係る記念事業等に関すること。
- (2) 通学路、通学の方法等に関すること。
- (3) PTA（小中一貫校に在籍することとなる児童又は生徒の保護者（法第16条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による委託を受けた里親をいい、当該委託を受けた里親がない場合においては、当該児童又は生徒の監護及び教育をしている者をいう。）を含む。以下同じ。）及び当該小中一貫校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。）の組織及び運営に関すること。
- (4) 地域において小中一貫校を支援する組織に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫校の開校に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 城東中学校区に存する法第1条に規定する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者の代表者

- (2) 城東中学校区の町会の町会長
- (3) 小中学校の校長
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要であると認める者
(任期等)

第4条 委員の任期は、小中一貫校の開校の日の前日までとする。

- 2 前条第2項第1号に掲げる委員が保護者の代表者でなくなったとき、又は同項第2号に掲げる委員が町会長でなくなったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、各年度の最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事務に係る調査及び研究をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 前項の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校適正配置課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

令和7年6月24日

佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会 内規

佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会の委員（以下「委員」という。）について、次のとおり定める。

1 委員

（１）委員は、次の役職の者へ委嘱する。

① P T A 代表

佐野小学校、天明小学校、城北小学校及び城東中学校の P T A 会長

② 町会長

各小学校区の町会長代表者

※佐野市町会長連合会に選出を依頼する

③ 小中学校の校長

城東中学校区市立学校の校長

④ 関係行政機関の職員

教育総務課長、学校管理課長、学校教育課長、教育センター所長、生涯学習課長

（２）委員は、その役職の者へ委嘱するものであり、役職の者に変更があった場合は新しくその役職についた者が委員を引き継ぐ。（充て職制）

ただし、町会長については佐野市町会長連合会の推薦による。

2 開校準備委員会委員長、副委員長

（１）委員長は城東中学校の校長とする。（充て職制）

また、副委員長は以下のとおりとする。

城東中学校 P T A 会長 1 名 （充て職制）

城東中学校区の小学校長 1 名 （委員長が指名する）

（２）委員長及び副委員長（P T A 会長）は、その役職の者へ委嘱するものであり、役職の者に変更があった場合は、新しく役職についた者が委員長及び副委員長を引き継ぐ。（充て職制）

（３）副委員長となった校長が変更となった場合は、城東中学校区の小学校長の中から、委員長の指名により選出する。

佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会専門部会設置方針

1 趣旨

この方針は、佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会設置要綱第7条に規定する佐野市立城東中学校区小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の専門部会（以下「部会」という。）の設置、運営に関することを定める。

2 部会の種類及び所掌事務

部会の種類及び所掌事務は、次のとおりとする。

部会名	所掌事務
総務部会	小中一貫校の名称、校旗、校章、校歌、開校に係る記念事業等に関すること。
通学部会	通学手段、通学路、通学関連施設等に関すること。
P T A部会	P T A組織運営（組織、規約・役員、予算、事業内容等）に関すること。
学校支援部会	学校と地域との連携、学校支援地域組織の検討及び組織等に関すること。

3 部会の組織

部会の組織は、次のとおりとする。

- （１）各部会の部員（以下「部会員」という。）は次のうちから、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委嘱する。

部会名	部 会 員
総務部会	地域の代表者、小中学校 P T A 小中学校教職員、佐野市教育委員会
通学部会	小中学校 P T A 小中学校教職員、佐野市教育委員会
P T A部会	小中学校 P T A 小中学校教職員、佐野市教育委員会
学校支援部会	地域の代表者、小中学校 P T A、育成会 小中学校教職員、佐野市教育委員会

- （２）部会に部会長１名及び副部会長を若干名置く。

- （３）部会長は、部会員の互選により定める。

- (4) 副部会長は、部会長が指名する。
- (5) 部会長は、部会を代表し、部会の会議（以下「部会会議」という。）を整理し、部会会議の議長となる。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (7) 部会会議は、部会長が招集する。ただし、各年度の最初に開かれる部会会議は、委員長が招集する。
- (8) 各部会の事務局は、次のとおりとする。
 - 総務部会：学校適正配置課 適正配置推進係
 - 通学部会：学校適正配置課 適正配置推進係
 - P T A部会：生涯学習課 社会教育係
 - 学校支援部会：生涯学習課 社会教育係
- (9) 部会に関する庶務は、事務局が担当することとする。

4 その他

- (1) 部会の設置及び部会員の構成等については、必要に応じて委員会で調整できるものとする。
- (2) この方針に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長がその都度部会会議に諮って、定める。

佐野市立城東中学校区小中一貫校 新校名協議経過

1 協議経過及び今後のスケジュールについて

日 程	項 目	協議内容
令和7年 6/24	第1回 開校準備委員会	・ 専門部会設置方針、今後の協議の進め方などを協議。 校名(案)について、総務部会で具体的に検討していくことを承認。
7/3	第1回総務部会	・ 校名(案)を城東中学校区（児童生徒、保護者、城東中学校区にお住まいの方）から募集することを決定。
7月中旬 ～9/12	校名(案)募集	・ 「佐野市立（ ）義務教育学校」の（ ）内を募集。 ・ 児童生徒、城東中学校区全戸へ応募用紙を配布。 校名(案)応募は、応募用紙及びwebフォームで受付した。 ・ 校名(案)の応募件数は112件。
10/29	第2回総務部会	・ 校名(案)募集結果の報告。 ・ 校名(案)を9案まで絞り込みを行った。 ・ 各団体で次回会議までに意見を集約する。
12/18	第3回総務部会	・ 校名(案)（総務部会案）について協議、2案選定。
令和8年 3/12	第2回 開校準備委員会	・ 校名(案)（総務部会案）について協議。 最終の校名(案)を決定。
令和8年 5～6月	教育委員会定例会 市議会定例会	・ 校名(案)について議案提出、承認。 佐野市議会議決（条例化）により、正式に校名が決定。

2 校名(案) (総務部会案) について

第3回総務部会における協議の結果、以下の2案が候補となった。

校名(案)候補	理由等
佐野市立 さ の 佐野 義務教育学校	・「佐野」という名前を残したい。 ・佐野小の跡地であり、佐野地区の義務教育学校であるため、「佐野」が入ったほうがよいのではないか。
佐野市立 さ の ちゅうおう 佐野中央 義務教育学校	・セントラルなイメージが城東中や佐野小にあるので、それを残すためにも「佐野中央」がよいのではないか。 ・駅や市役所など主要な機関が学区内にあるため。

3 新校名について

教育委員会5月定例会及び佐野市議会6月定例会で承認・可決され、佐野市立城東中学校区小中一貫校は、以下の校名に決定しました。

〈新校名〉

佐野市立 さ の 佐野 義務教育学校

